

国道27号で遮断機の操作訓練を行いました！

福知山河川国道事務所国道27号管内では、大雨など異常気象時に連続雨量が150mmを超えると、道路を安全に通行できると判断されるまで通行止めを行います。

今回は、通行止めの必要が生じた場合に備え、迅速に対応することを目的に京丹波町升谷地先にて通行止め遮断機・無線機の操作訓練を行いました。

訓練には、南丹警察署交通課・和知駐在所・篠原駐在所の参加もあり、通行止め時の連携強化を図りました。

○実施概要

日時 令和3年6月4日(金) 14:00～15:00

場所 京都府船井郡京丹波町升谷地先

内容 通行遮断機、無線機の操作訓練

出席者 福知山河川国道事務所職員、南丹警察署交通課
和知駐在所、篠原駐在所職員、
維持工事受注者(約25名)



訓練概要の説明状況



遮断機の操作訓練



無線機の操作訓練



南丹警察署交通課の挨拶



遮断機操作訓練の実施状況

○訓練参加者からの感想

- ・実際に通行止めとなった際に、操作をする遮断機・無線機に触れて操作方法を確認することができたので、よかった。
- ・警察署との協力体制の構築、連携強化を図ることができた。

【問い合わせ先】



国土交通省 福知山河川国道事務所
綾部国道維持出張所
〒623-0031
京都府綾部市味方町字中ノ坪10-1
TEL:0773-42-1044